

生駒市規則第 3 2 号

生駒市公印規則及び生駒市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公印規則及び生駒市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市公印規則の一部改正)

第 1 条 生駒市公印規則 (平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の 1 1 の項中「通知カード」の次に「、個人番号カード」を加える。

(生駒市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市印鑑条例施行規則 (平成 2 年 1 0 月生駒市規則第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 個人番号カード

第 4 条第 2 項第 4 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改める。

様式第 1 号中「住民基本台帳カード (本人の写真がはり付けられたものに限る。)」を「個人番号カード」に改める。

様式第 2 号中「住基カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。